

慶應義塾大学ビジネス・スクール

青色LED訴訟・2004年200億円判決

衝撃の東京地裁 200 億円判決

5

「主文、原告に二百億円を支払え」

青色発光ダイオード (LED) の開発者・中村修二氏 (現・米国カリフォルニア大学サンタバーバラ校・教授) が、元勤務先である日亜化学工業(株) (以下、日亜化学) に対して起こした訴訟の判決が2004年1月30日言い渡された。東京地裁は中村氏の発明の対価を約604億円とし、原告の請求通り200億円の支払いを日亜化学に命じた。日亜化学は直ちに控訴した。

10

判決によれば、特許による独占利益を次のように計算している。まず青色LEDが市場に出た1994年から特許の切れる2010年までの、日亜化学の推定売上高を計算し (合計約1兆2千億円)、さらに日亜化学が特許権を独占せず他メーカーに使用させた場合に、他社はその半分の売上を上げると想定した。そして特許使用料を少なくともその20%とし、「日亜化学の独占利益は約



15

1,200億円」と算出した。中村氏の発明の貢献割合は「青色LED製造に決定的な役割を果たす技術」として、50%と認定された¹。

20

「ほっとした。適当な金額だったら研究者がやる気をなくしてしまうと思っていた。一もし負けていたら、日本の技術者には『みんなアメリカに行け』と言うつもりだった。今回の判決は研究者の発明へのインセンティブを高め、ひいては企業の利益になる」(中村修二氏)

「中村氏の方式では現在の製品はできず、当社の利益に全く貢献していない。—巨額のり

25

1 日本経済新聞2004.1.31

このケースは慶應義塾大学ビジネススクール山根 節が、公表資料をもとにクラス討議のために作成した。

(2004年5月)

本ケースは慶應義塾大学ビジネス・スクールが出版するものであり、ケースの複製等についての問い合わせ先は慶應義塾大学ビジネス・スクール (〒223-8523 神奈川県横浜市港北区日吉本町2丁目1番1号、電話045-564-2444、e-mail case@kbs.keio.ac.jp)。また、ケースの注文は <http://www.kbs.keio.ac.jp/case/index.html>。慶應義塾大学ビジネス・スクールの許可を得ずに、本ケースのいかなる部分の複製、検索システムへの取り込み、スプレッドシートでの利用、またはいかなる方法 (電子的、機械的、写真複写、録音・録画、その他種類を問わない) による伝送は、これを禁ずる。

30

Copyright© 2004 は山根 節が保有する。